

## ○南アルプス市移住支援金交付要綱

令和3年6月21日

告示第127号

(趣旨)

第1条 この告示は、山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び南アルプス市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、山梨県と共同して行う山梨県移住支援事業において、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、予算の範囲内において南アルプス市移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県要綱」という。）及び南アルプス市補助金等交付規則（平成15年南アルプス市規則第43号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 移住 東京圏（条件不利地域を除く。）から本市に5年以上継続して居住する意思を有して住民登録し、市内に生活の本拠を置くことをいう。
- (5) 就業 県要綱第5の規定に基づき登録された対象法人への就業をいう。
- (6) 起業 県要綱第6の規定に基づく起業をいう。
- (7) マッチングサイト 移住支援金（県要綱第5の規定に基づく支援金をいう。）の交付要件を満たす対象法人の求人情報を掲載する情報サイトをいう。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身世帯 60万円
- (2) 2人以上の世帯 100万円（18歳未満の世帯員（当該世帯員が支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の配偶者である場合を除く。）を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円

を加算する。)

(交付対象者)

第4条 支援金の交付を受けることができる者は、第1号の要件に該当し、かつ、第2号、第3号又は第4号の要件を満たすものとする。

(1) 移住に係る要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住前の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者（雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、修業年限を限度（高等専門学校は2年を限度とする。）として通学期間も本事業の移住前としての対象期間とすることができる。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住後の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 支援金の申請日において、本市に転入後1年以内であること。

(イ) 支援金の申請日において、本市に5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(イ) 本市の市税に滞納がないこと並びに申請年度及びその前年度における前住所地の市区町村税に滞納がないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(エ) その他市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に係る要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 一般の場合

(ア) 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在する

こと。

(イ) 就業先が、マッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業先が、3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(オ) (イ)に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに支援金の対象法人として掲載された日以降であること。

(カ) 就業先に支援金の申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 就業が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材（プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者をいう。）の場合

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに係る要件については、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に係る要件については、申請時において、起業支援金（県要綱第6の規定に基づく支援金をいう。以下同じ。）の交付決定を1年以内に受けていること。

2 前項の規定により支援金の交付を受ける場合であって、2人以上の世帯に係る支援金の交付を受けることができる者は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が、住民票を移す直前の住所地及び支援金の申請時において、同一世帯に属していること。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請日において転入後1年以内であること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第5条 申請者は、南アルプス市移住支援金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き本人確認書類の写し（写真がない場合は、公的機関が発行する公的証明書の写し又はそれに準ずるものとして市長が認めたもの）
- (2) 就業先の就業証明書（様式第2号）（就業に係る要件に該当する場合）
- (3) 就業先の就業証明書（テレワーク）（様式第2号の2）（テレワークに係る要件に該当する場合）
- (4) 退職前の在籍期間等証明書（退職）（様式第2号の3）（移住前の要件が前条第1項第1号ア（ア）及び（イ）の要件に該当する者であって、雇用保険の被保険者に該当する場合）
- (5) 移住前の開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明書等（移住前の要件が前条第1項第1号ア（ア）及び（イ）の要件に該当する者であって、法人経営者又は個人事業主に該当する場合）
- (6) 住民票（申請日から3月以内に発行されたものであって、2人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員の住民票）
- (7) 申請者に係る移住前の住所地での在住記録が分かる住民票の除票又は戸籍の附票（申請日から3月以内に発行されたものであって、2人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員のもの）
- (8) 起業支援金の交付決定通知書の写し（起業に係る要件に該当する場合）
- (9) 本市の納税証明書並びに申請年度及びその前年度における前住所地の納税証明書（申請日から3月以内に発行されたものであって、2人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員（18歳以上の者に限る。）のもの）
- (10) 在留カード又は特別永住者証明書の写し（外国人の場合に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期間は、次のとおりとする。

- (1) 就業の場合にあつては、移住後1年以内の期間とする。
- (2) 起業の場合にあつては、起業支援金の交付決定を受けた日（以下この条において「交付決定日」という。）から1年以内とする。ただし、交付決定日

が移住した日以降の場合にあっては、移住した日から1年以内を提出期間とする。

- 3 第1項に規定する申請書は、毎年度、1月末日（その日が南アルプス市の休日定める条例（平成15年南アルプス市条例第2号）に規定する休日である場合は、その翌日とする。）を提出期限とする。

（支援金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、支援金の交付の額を決定し、南アルプス市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、交付の条件を付して申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づく審査を行った結果、支援金を交付することが適当でないと認めるときは、南アルプス市移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 支援金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の規定により交付決定を受けた支援金の交付を請求しようとするときは、南アルプス市移住支援金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、原則として3月以内に支援金を交付するものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 申請者が虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けた場合
- （2） 支援金の申請日から3年未満の間に本市から転出した場合
- （3） （就業の場合のみ該当）支援金の申請日から1年以内に当該支援金の要件に該当する職を辞した場合
- （4） 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- （5） 支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合
- （6） 次条の規定に基づく報告及び調査に応じない場合

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、次に定めるところにより支援金の返還を命ずるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、疾病等の場合であって、山梨県知事及び市長がやむを得ない事由があるものとして認めたときは、この限りでない。

- （1） 前項第1号から第4号までの規定及び第6号の規定に該当する場合 全額

(2) 前項第5号の規定に該当する場合 半額

3 市長は、前項の規定により支援金の返還を命ずる場合は、南アルプス市移住支援金返還請求書(様式第6号)により、期限を定めて返還を請求するものとする。

(報告及び調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により交付決定のあったものは、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月23日告示第67号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月22日告示第221号)

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日告示第57号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月15日告示第169号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年7月17日告示第150号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月18日告示第94号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

(宛先) 南アルプス市長

南アルプス市移住支援金交付申請書

南アルプス市移住支援金交付要綱(以下「市要綱」という。)第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生 年 月 日
氏 名			年 月 日
住 所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

单身・世帯	<input type="checkbox"/>	单身	<input type="checkbox"/>	世帯	<input type="checkbox"/>	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類	<input type="checkbox"/>	就業	<input type="checkbox"/>	起業	<input type="checkbox"/>	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	<input type="checkbox"/>	テレワーク	<input type="checkbox"/>	関係人口	<input type="checkbox"/>		

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)\*

別紙1に記載された内容について	<input type="checkbox"/>	A 誓約する	<input type="checkbox"/>	B 誓約しない
別紙2に記載された内容について	<input type="checkbox"/>	A 同意する	<input type="checkbox"/>	B 同意しない
申請日から5年以上継続して、本市に居住する意思について	<input type="checkbox"/>	A 意思がある	<input type="checkbox"/>	B 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	<input type="checkbox"/>	A 意思がある	<input type="checkbox"/>	B 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	<input type="checkbox"/>	A 3親等以内の親族に該当しない	<input type="checkbox"/>	B 3親等以内の親族に該当する

(テレワークの場合のみ記載) 本市への移住の意思について	A 自己の意思である	B 所属からの命令である
暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力との関係について（2人以上の世帯の場合にあつては、世帯全員に係る関係について記載）	A 暴力団等の反社会的勢力のもの又は反社会的勢力と関係を有する者に該当しない	B 暴力団等の反社会的勢力のもの又は反社会的勢力と関係を有する者に該当する

※ 各種確認事項のB欄に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

#### 4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載してください。）

期間	就業先	就業地

6 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記載してください。）

勤務先部署		
住所	〒	
勤務先へ行く頻度	週・月・年	回程度 / 行くことはない / その他 ( )

## 7 添付書類

- (1) 写真付き本人確認書類の写し（写真がない場合は、公的機関が発行する公的証明書の写し又はそれに準ずるものとして市長が認めたもの）
- (2) 就業先の就業証明書（就業に係る要件に該当する場合）（様式第2号）
- (3) 就業先の就業証明書（テレワークに関する要件に該当する場合）（様式第2号の2）
- (4) 退職前の在籍期間等証明書（移住前の要件が市要綱第4条第1項第1号ア（ア）及び（イ）の要件に該当する者であって、雇用保険の被保険者に該当する場合）（様式第2号の3）
- (5) 移住前の開業届出済証明書又は個人事業等の納税証明書等（移住前の要件が東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）の地域から連続して5年以上東京23区に通勤していた者であって、法人経営者又は個人事業主に該当する場合）
- (6) 住民票（申請日から3月以内に発行されたものであって、2人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員の住民票）
- (7) 申請者に係る移住前の住所地での在住記録が分かる住民票の除票又は戸籍の附票（申請日から3月以内に発行されたものであって、2人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員のもの）
- (8) 起業支援金の交付決定通知書の写し（起業に係る要件に該当する場合）
- (9) 本市の納税証明書並びに申請年度及びその前年度における前住所地の納税証明書（申請日から3月以内に発行されたものであって、2人以上の世帯に係る申請を行う場合は、世帯全員（18歳以上の者に限る。）のもの）
- (10) 在留カード又は特別永住者証明書の写し（外国人の場合に限る。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

## 8 市税納付状況の確認

南アルプス市移住支援金交付申請に際し、市税納付状況を市担当職員が確認することを承諾します。

印

（署名の場合は、押印不要）

(別紙1)

#### 南アルプス市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 市要綱第9条の規定に基づく報告及び調査について、山梨県知事又は市長から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次に掲げる場合には、市要綱第8条の規定に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 申請者が、虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けた場合 全額
  - (2) 支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合 全額
  - (3) 支援金の申請日から1年以内に当該支援金の要件に該当する職を辞した場合 全額
  - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額
  - (5) 支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額
  - (6) 市要綱第9条の規定に基づく報告及び調査に応じない場合 全額

(別紙2)

#### 南アルプス市移住支援金交付事業に係る個人情報の取扱い

山梨県知事及び市長は、南アルプス市移住支援金交付事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のため利用します。

なお、山梨県知事及び市長は、当該個人情報について、他の道府県において実施する移住支援金事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に対して提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書

次のとおり、相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない。
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

南アルプス市移住支援金交付事業に係る事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を山梨県知事又は市長の求めに応じて、山梨県又は南アルプス市に提供することについて勤務者の同意を得ています。

（注）申請者が事業者に発行を依頼すること。

申請前に申請者が別途山梨県の示す機関による確認を受けること。



様式第2号の2（第5条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（テレワーク）

次のとおり、相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所（移住前）	
勤務者住所（移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
雇用保険 被保険者期間	～現在
在籍期間	～現在
通勤頻度	年 月 週 に（ 回程度） 勤務日数（月平均 日）
通勤手当受給の有無	無
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む。）ではない。
交付金による資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない。

山梨県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、山梨県及び南アルプス市の求めに応じて、同山梨県及び南アルプス市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の3（第5条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

在籍期間等証明書（退職）

次のとおり、相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所（在籍時）	
勤務先部署の所在地①	
勤務先部署における在籍期間①	～
勤務先部署の所在地②	
勤務先部署における在籍期間②	～
勤務先部署の所在地③	
勤務先部署における在籍期間③	～
勤務先電話番号	
雇用保険被保険者期間	～
備考	

山梨県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、山梨県及び南アルプス市の求めに応じて、山梨県及び南アルプス市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

※ 同一企業であっても、勤務場所の変更があった場合は、それぞれ記入してください。

様式第3号（第6条関係）

南アルプス市指令 第 号  
年 月 日

様

南アルプス市長 印

南アルプス市移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南アルプス市移住支援金の交付については、次のとおり決定したので、市要綱第6条第1項の規定に基づき通知します。

1 支援金区分 南アルプス市移住支援金

2 交付決定額 \_\_\_\_\_円

3 支援金の交付の条件

(1) 支援金の交付後、市要綱第8条第1項各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すこととし、同条第2項各号に掲げる区分に応じ支援金の返還を請求します。

(2) 南アルプス市移住支援金交付事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、市要綱第9条の規定に基づき、交付決定者に対し必要な事項の報告を求め、また、立入調査を行います。

なお、報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、前号に規定する返還請求を行う場合があります。

(3) 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

(4) 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第4号（第6条関係）

南アルプス市指令 第 号  
年 月 日

様

南アルプス市長



南アルプス市移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南アルプス市移住支援金の交付については、次のとおり決定したので、市要綱第6条第2項の規定に基づき通知します。

不交付決定の理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）南アルプス市長

（請求者）  
住 所  
氏 名 ①  
電話番号

南アルプス市移住支援金交付請求書

年 月 日付け南アルプス市指令 第 号で交付決定を受けた南アルプス市移住支援金の交付を受けたいので、市要綱第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 支援金請求額 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種目（普通・当座）	
口座番号	
口座名義	
口座名義（フリガナ）	

※ 口座名義は、南アルプス市移住支援金の交付決定者本人名義のものに限る。

※ 預金通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

南アルプス市長



南アルプス市移住支援金返還請求書

年 月 日付け南アルプス市指令 第 号で交付決定した南アルプス市移住支援金の交付について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、市要綱第8条第3項の規定により返還を請求します。

- 1 支援金交付額
- 2 支援金返還請求額 \_\_\_\_\_円
- 3 取消理由
- 4 返還期限 別添の納入通知書のとおり

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第2号の2（第5条関係）

様式第2号の3（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）